

令和7年度 歳末たすけあい運動事業「年越し支援金」のご案内

住民のみなさまからお寄せいただく歳末たすけあい募金から、新たな年を迎える時期に支援を必要とする世帯が地域で安心して暮らせるよう「年越し支援金」を贈呈します。

1 対象となる世帯について（在宅で生活されており、1～2のいずれかに該当する世帯）【生活保護世帯は除く】

☆世帯とは・・・

- ①住居や家計を共にする人たち（例：夫婦・親子・きょうだい・親族同士）
- ②独立して住居を維持する単身者（例：ひとり暮らし）
- ③住民票が別々であっても生計を同じくする人世帯

1

市内在住で世帯員全員が市民税非課税であり、令和7年10月1日現在、次のいずれかに該当する世帯

- ①ひとり親で中学生以下の子どもがいる世帯のうち、児童扶養手当全部支給に該当する世帯
- ②障害児・者のいる世帯のうち、(ア)身体障害者手帳1・2級、(イ)療育手帳A・B、(ウ)精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する世帯
- ③満75歳以上の高齢者のみの世帯

2

市内在住で1に該当しないが、経済的に困窮している世帯

2 支援金額について

- (1) 基本金額 一世帯 7,000円（ただし、募金実績等により金額の増減があります。）
- (2) 加算額 児童扶養手当全部支給の対象世帯で、令和8年度小学校・中学校・高等学校新入学1年生がいる世帯には、入学祝金を加算します。
小学校入学（平成31年4月2日～令和2年4月1日までに生まれた人）
中学校入学（平成25年4月2日～平成26年4月1日までに生まれた人）
高校入学（平成22年4月2日～平成23年4月1日までに生まれた人）

3 申請書の提出について

- (1) 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、対象要件を確認できる証明書類（児童扶養手当全部支給証明、障害者手帳等のコピー）を必ず添付してください。
*児童扶養手当全部支給証明書は、令和7年11月1日発行のものを添付してください。
なお、記入漏れがある場合には審査ができません。
市民税非課税要件については、市担当課に照会をするため不要です。
- (2) 提出方法 島田市社会福祉協議会へ直接持参するか郵送してください。
- (3) 受付期間 令和7年10月1日（水）～令和7年11月28日（金）



4 その他

- ・対象要件の確認等、市担当課への問い合わせはお控えください。
- ・身体が不自由などの理由で、ご自分で申請することが困難な場合は、島田市社会福祉協議会へご相談ください。
- ・虚偽の記載内容があった場合には、支援金の返還を求める場合があります。
- ・申請書に記入いただいた内容は、本事業と本協議会の関連する事業以外の目的には使用いたしません。
- ・申請書は島田市社会福祉協議会（本所、川根支所）で配布または下記ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ・申請先

島田市社会福祉協議会

●受付時間：午前8時30分～午後5時15分
【土日・祝日は除く】

〒427-0056

島田市大津通2番の1

電話 0547-35-6244

FAX 0547-34-3261

